



大津市公報

平成 26 年 2 月 17 日
号外 (第 5 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

議 会 規 則	
1 大津市議会会議規則を廃止する規則.....	1
2 大津市議会傍聴規則を廃止する規則.....	1
議 会 議 長 告 示	
1 大津市議会会議規程.....	1
2 大津市議会委員会規程.....	8
3 大津市議会委員会等傍聴規程の廃止.....	9

議 会 規 則

大津市議会会議規則を廃止する規則を公布する。
平成26年2月17日

大津市議会議長 高 橋 健 二

大津市議会規則第1号

大津市議会会議規則を廃止する規則
大津市議会会議規則(昭和31年議会規則第1号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市議会傍聴規則を廃止する規則を公布する。
平成26年2月17日

大津市議会議長 高 橋 健 二

大津市議会規則第2号

大津市議会傍聴規則を廃止する規則
大津市議会傍聴規則(昭和42年議会規則第1号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議 会 議 長 告 示

大津市議会議長告示第1号

大津市議会会議規程を次のように定める。
平成26年2月17日

大津市議会議長 高 橋 健 二

大津市議会会議規程

目次

第1章 総則(第1条 第9条)
第2章 議事日程(第10条 第14条)
第3章 選挙(第15条 第21条)
第4章 議事(第22条 第25条)
第5章 発言(第26条 第33条)
第6章 表決(第34条 第40条)
第7章 請願(第41条)
第8章 辞職(第42条・第43条)

第9章 会議録(第44条 第49条)

第10章 協議又は調整を行うための場(第50条)

第11章 補則(第51条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、大津市議会会議条例(平成26年条例第1号。以下「条例」という。)第72条の規定により、会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(参集)

第2条 議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集しなければならない。

(欠席の届出)

第3条 議員は、やむを得ない事情のため出席できないときは、その理由を明示し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

(居所又は事務所の届出)

第4条 議員は、別に居所又は事務所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

(議席)

第5条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において議長が定める。

2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会議時間)

第6条 会議時間は、午前10時からとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

(会議の開閉)

第7条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第8条 議長は、開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、延会を宣告することができる。

2 議長は、会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 議長は、会議中定足数を欠くに至ったときは、休憩又は延会を宣告する。

(出席の催告)

第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第113条の規定による出席の催告は、議場にいる議員又は議員の住所(別に居所又は事務所の届出をした者については、当該届出の居所又は事務所)に文書又は口頭をもって行う。

第2章 議事日程

(日程の作成及び配布)

第10条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第11条 議長は、必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、討論を用いなくて会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第12条 議長は、必要があると認めるときは、第10条の規定にかかわらず、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

2 議長は、前項の場合、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第13条 議長は、議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終了しなかったときは、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第14条 議長は、議事日程に記載した事件の議事を終了したときは、散会を宣告する。

- 2 議長は、議事日程に記載した事件の議事が終了しない場合でも、必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。

第 3 章 選挙

(出席議員数の報告)

第15条 議長は、投票による選挙を行うときは、その旨の宣告の後、議場にいる出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第16条 議長は、投票を行うときは、職員に所定の投票用紙を議員に配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

- 2 議長は、職員に投票箱を点検させなければならない。

(投票)

第17条 議員は、職員の点呼に応じて、順次備え付けの投票箱に投票する。

(投票の終了)

第18条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第19条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

- 2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。
3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第20条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

- 2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第21条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第 4 章 議事

(委員会に付託した事件の審議順序)

第22条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待って議題とし、委員長及び少数意見者の報告、修正案の説明、条例第18条の規定による質疑、討論、表決の順序によって審議する。

(委員会の審査を省略した事件の審議順序)

第23条 委員会の審査を省略した事件の審議は、提出者の説明及び議員の質疑の後、修正案の説明、条例第18条後段の規定による質疑、討論、表決の順序によって行う。

(委員長及び少数意見者の報告)

第24条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

- 2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が決定する。
3 第1項の報告は、議会の議決により、又は議長において委員会の報告若しくは少数意見報告書を配布し、若しくは朗読したときは、省略することができる。
4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(議事の継続)

第25条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第 5 章 発言

(発言の許可)

第26条 議場での発言は、全て議長の許可を得た後、議長が定める場所でしなければならない。

(発言の通告及び順序等)

第27条 会議において発言しようとする議員は、議長の定めた期間内に、議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、動議提出、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。

- 2 発言通告書には、質疑又は質問については発言の種別及び発言の内容の詳細を、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。
3 発言の順序は、議長が定める。
4 発言の通告をした議員が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても、発言しないとき、若しくは議場にいないときは、その通告は効力を失う。
5 議員は、自らの発言に対して議場で答弁を行う説明員(以下「答弁者」という。)を指定することはできな

い。

6 議長に提出された発言通告書の変更については、当該議員の発言順位になるまでは、議長はその変更を認めることができる。この場合において、議長は、その変更内容について会議に報告する。

7 発言通告書は、別記様式とする。

(討論の順序)

第28条 討論については、討論の発言通告書が議長に提出された順序により行う。ただし、これによりがたいときは、議長が定める順序で行う。

(質問方式等)

第29条 会議において、質疑又は一般質問(以下「質問」という。)を行おうとする議員は、発言通告書に記載した発言項目ごとに、次項に規定する質問方式を選択し、発言通告書に記載した順序により行うものとする。

2 質問方式の名称及び内容は、次に掲げるとおりとする。

一括質問方式 議員が発言通告書に記載する発言項目(以下「大項目」という。)の全てについてまとめて質問を行い、答弁者がそれに対してまとめて答弁を行う方法をいう。

分割質問方式 議員が発言通告書に記載する大項目について一項目ごとに質問を行い、答弁者がそれに対して答弁を行い、その項目が終了すれば、次の発言項目へ移行する方法をいう。

一問一答方式 議員が発言通告書に記載する大項目及び細目(以下「中項目」という。)中の質問内容(以下「小項目」という。)について一問ずつ質問を行い、答弁者がそれに対して答弁を行い、その小項目が終了すれば、次の小項目へ移行する方法をいう。

3 議員は、都合により発言通告書に記載した発言内容の一部を削除する場合は、議長に対しその旨を伝えなければならない。この場合において、議員は削除した発言内容に戻って質問を行うことはできない。

4 議員は、一問一答方式を選択した場合において、再度の質問(以下「再質問」という。)を行う必要があるときは、一問一答方式に準じて再質問を行う。

5 議員は、一括質問方式又は分割質問方式を選択した場合において、再質問を行う必要があるときは、答弁に対する疑問点等をまとめて再質問を行う。この場合において、最初の再質問(分割質問方式を選択した場合は、それぞれ大項目での最初の再質問)を行った大項目又は中項目に限り、更に再質問を行うことができるものとし、当該再質問以降更に再質問を行う場合は、これに準ずる。

6 議員は、分割質問方式又は一問一答方式を選択した場合において、一つの大項目、中項目又は小項目について質問及び答弁が終了し、次の質問に移った後は、再び前の大項目、中項目又は小項目に戻って質問を行うことはできない。

(発言時間)

第30条 議員の質問の発言に要する時間(以下「発言時間」という。)は、質問方式にかかわらず、答弁の時間を含めて60分とする。ただし、答弁の途中で発言時間が経過する場合には、当該答弁の終了をもって発言時間とする。

(質問の留意点)

第31条 会議において質問を行う議員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

数値、データ等を求める質問及び文献、通達等を引用した質問は、発言通告書に具体的に求める数値、データ等及び引用した文献、通達等の名称を明記すること。

次の項目の質問に移るときは、次の項目に移る旨を明確に発言すること。

繰り返しになる同じ内容の再質問は、行わないこと。

意見及び要望等で終始する発言は、行わないこと。

発言通告書に記載のない事項の質問は、答弁の内容にかかわらず行わないこと。

発言時間の残り3分をもって、次の質問は行わないこと。

2 答弁者は、質問に対する答弁のため必要があるときは、当該質問者に対して質問の趣旨を確認することができる。

(代表質問の質問方式等)

第32条 代表質問における質問方式は、一括質問方式とする。

2 代表質問における発言時間(答弁の時間を除く。)は、次の各号に掲げる会派の所属議員数に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

所属議員数 3人以上 5人以下 40分

所属議員数 6人以上 10人以下 45分

所属議員数 11人以上 50分

3 代表質問の発言の順位は、所属議員数が多い会派から行う。

(発言の取消し又は訂正)

第33条 発言した議員は、当該発言があった審議期間（議案等を上程し、審議し、議決に至る一連の本会議の間をいう。）中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

2 前項の規定は、答弁者の発言について準用する。

第 6 章 表決

（起立による表決）

第34条 議長は、表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させることに代えて、その者に電子採決システムの賛成ボタンを押させることによって表決をとることができる。

（投票による表決）

第35条 議長は、必要があると認めるとき、又は出席議員 3 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 議長は、同時に記名投票又は無記名投票の要求があるときは、いずれの方法によるか討論を用いず、会議に諮って決定する。

（記名投票、無記名投票）

第36条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする議員は賛成、否とする議員は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。ただし、記名投票の場合は、議員の氏名を併記しなければならない。

（投票の効力）

第37条 記名投票又は無記名投票による表決において、賛否が明らかでない投票及び他事を記載した投票は否とみなす。

（選挙規定の準用）

第38条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第15条から第19条まで、第20条第1項及び第21条の規定を準用する。

（簡易表決）

第39条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができるものとし、異議がないと認めるときは、可決の旨を宣告する。ただし、議長は、宣告に対し出席議員 3 人以上から異議があるときは、起立の方法又は電子採決システムで表決をとらなければならない。

（表決の順序）

第40条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 議長は、同一の議題について、議員から複数の修正案が提出されたときは、表決の順序を定めるものとし、その順序は、原案に最も遠いものから先に行うものとする。ただし、議長は、表決の順序について出席議員 3 人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決定する。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決をとる。

第 7 章 請願

（請願文書表の作成及び配布）

第41条 議長は、次に掲げる事項を記載した請願文書表を作成し、議員に配布する。

受理番号及び受理年月日

請願の件名

請願者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

請願の趣旨

紹介議員の氏名

付託委員会の名称

2 請願者が数人連署のものは、ほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容が同一のものは、ほか何件と記載する。

第 8 章 辞職

（議長及び副議長の辞職）

第42条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いずに会議に諮ってその許否を決定する。

3 議長は、閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

（議員の辞職）

第43条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、議員の辞職について準用する。

第 9 章 会議録

(会議録の記載事項)

第44条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時

開議、散会、延会、中止及び休憩の日時

出席及び欠席議員の氏名

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

説明のため出席した者の職氏名

議事日程

議長の諸報告

議員の異動並びに議席の指定及び変更

委員会報告書及び少数意見報告書

会議に付した事件

議案の提出、撤回及び訂正に関する事項

選挙の経過

議事の経過

記名投票における賛否の氏名

その他、議長又は議会において必要と認めた事項

2 議事は、録音機器によって記録し、又は速記法によって速記する。

(整文)

第45条 議長は、明らかな錯誤による発言について、字句の修正を行うことができる。

(会議録の配布)

第46条 会議録は、議員及び関係者に配付する。

2 前項の規定による議員への会議録の配布は、議員控室への会議録の備付けをもってこれに代えることができる。

(会議録に掲載しない事項)

第47条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第33条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第48条 会議録に署名する議員は 2 人とし、議長が会議において指名する。

(会議録の保存年限)

第49条 会議録の保存年限は、永年とする。

第10章 協議又は調整を行うための場

(任意の協議等の場)

第50条 条例第70条第 5 項に規定する任意の協議等の場を別表のとおり設ける。

第11章 補則

(その他)

第51条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年 2 月17日から施行する。

別表 (第50条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
各派幹事長会	議会運営委員会の所管事項等に関する協議又は調整	議長、副議長及び所属議員が 3 人以上の会派の幹事長	議長 (一般選挙後最初の会議の招集は、議会事務局長)
各派代表者会議	会派間の意見調整が必要な事項に関する協議又は調整	議長、副議長及び各会派の代表者	議長
政策検討会議	条例等の政策提案に関する協議	各会派から選出された委員	政策検討会議座長
議会活性化検討委員会	議会の活性化に関する協議	副議長及び議会運営委員会委員	議会活性化検討委員会委員長

別記様式 (第 27 条関係)

年 月 日

発言通告書

大津市議会議長

様

大津市議会議員

次のとおり通告します。

- 1 発言の種別 代表質問 質疑・一般質問 緊急質問
- 2 発言内容

質問方式	発言項目	細目	質問内容	備考

年 月 日

発言通告書

大津市議会議長

様

大津市議会議員

次のとおり通告します。

- 1 発言の種別 討論 議事進行 一身上の都合 提案説明
- 2 発言内容 (討論の場合は、反対、賛成の別)

大津市議会議長告示第 2 号

大津市議会委員会規程を次のように定める。

平成 26 年 2 月 17 日

大津市議会議長 高 橋 健 二

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大津市議会委員会条例(平成 26 年条例第 3 号。以下「条例」という。)第 54 条の規定により、委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算日)

第 2 条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が、任期満了の前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

(参集)

第 3 条 委員は、招集の当日の開会時刻前に委員会室又は委員長が定める場所(以下「委員会室等」という。)に参集しなければならない。

(欠席の届出)

第 4 条 委員は、やむを得ない事情のため出席できないときは、その理由を明示し、当日の開会時刻までに委員長に届け出なければならない。

(委員会の開閉)

第 5 条 委員会の開会、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。

(定足数に関する措置)

第 6 条 委員長は、開会時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、散会を宣告することができる。

2 委員長は、委員会の会議(以下「会議」という。)中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員の退席を制止し、又は委員会室等外の委員に出席を求めることができる。

3 委員長は、会議中定足数を欠くに至ったときは、休憩又は散会を宣告する。

(議長への通知)

第 7 条 委員長は、委員会を招集しようとするときは、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(委員会報告書)

第 8 条 委員会は、事件の審査又は調査が終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(発言の許可)

第 9 条 発言は、全て委員長の許可を得た後にしなければならない。

(発言の取消し又は訂正)

第 10 条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

2 前項の規定は、委員会では答弁を行う説明員の発言について準用する。

(挙手による表決)

第 11 条 委員長は、表決をとろうとするときは、問題を可とする委員を挙手させ、挙手の委員の多少を認定して可否の結果を宣告する。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員長が定める方法によることができる。

(簡易表決)

第 12 条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができるものとし、異議がないと認めるときは、可決の旨を宣告する。

2 委員長は、前項の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、挙手の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第 13 条 委員長は、同一の議題について、委員から複数の修正案が提出されたときは、表決の順序を定めるものとし、原案に最も遠いものから先に行うものとする。ただし、委員長は、表決の順序について出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決定する。

2 委員長は、修正案が全て否決されたときは、原案について表決をとる。

(出席説明の要求)

第14条 委員会は、審査又は調査のため市長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(会議の記録等)

第15条 委員長は、職員に次の事項を記載した会議の記録(以下「会議録」という。)を作成させ、これに署名し、又は押印しなければならない。

開会、散会及び閉会に関する事項並びにその年月日時

出席委員及び欠席委員の氏名

説明のため出席した者の職氏名

会議に付した事件

議事の経過

その他、委員長又は委員会において必要と認めた事項

2 会議録は、録音機器によって記録し、議長が保管する。

(整文)

第16条 委員長は、明らかな錯誤による発言について、字句の修正を行うことができる。

(会議録の配布)

第17条 会議録は、議員及び関係者に配付する。

2 前項の規定による議員への会議録の配布は、議員控室への会議録の備付けをもってこれに代えることができる。

(会議録に掲載しない事項)

第18条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに委員長が取消しを命じた発言及び第10条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録の保存年限)

第19条 会議録の保存年限は、永年とする。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年2月17日から施行する。

大津市議会議長告示第3号

大津市議会委員会等傍聴規程(平成24年議会議長告示第3号)は、廃止する。

平成26年2月17日

大津市議会議長 高 橋 健 二

附 則

この規程は、平成26年2月17日から施行する。